

令和7年度 第41回  
前橋市入札監視委員会 定例会議審議概要

開 催 日	令和8年2月24日(火)		
開 催 場 所	前橋市役所本庁舎 11階南会議室		
出 席 委 員	入澤広之委員長、加藤由紀副委員長、北野敦則委員、角田美津子委員、船戸いずみ委員		
審議対象期間	工 事 ・ 業 務 物 品 役 務	令和7年4月1日 ~ 令和7年9月30日 令和7年7月1日 ~ 令和7年9月30日 令和7年5月1日 ~ 令和7年9月30日	
抽 出 案 件	件 数 (件)	(備考)	
工 事	条件付一般競争入札	事前審査方式	0
		事後審査方式	2
事 務	随 意 契 約	0	
コ ン サ ル	条件付一般競争入札	1	
	随 意 契 約	0	
物	条件付一般競争入札	1	
	指 名 競 争 入 札	0	
品 役	随 意 契 約	0	
	条件付一般競争入札	1	
務	指 名 競 争 入 札	1	
	随 意 契 約	0	
合 計	6件		
委 員 会 からの 意見・質問、それ に対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委 員 会 に よ る 意 見 具 申 の 内 容	<p>・一般競争入札の不調や、緊急の必要による随意契約への切り替えは、契約上不利になることも考えられるため、慎重に行ってもらいたい。さらに実際の業務と、時代に合った要請を踏まえてバランスを考えながら工夫を続けてもらいたい。</p> <p>・一般競争入札における入札参加資格の設定は適正な契約となるよう慎重に行うべきだが、一方でより多くの業者に入札に参加する機会を与え、業者を育てていくという視点も忘れずに取り組んでもらいたい。</p> <p>・場合によっては産業経済部等に働きかけをし、入札に参加できる業者を広げる工夫をしてもらいたい。</p>		

## 別紙

質問	回答
<p><b>【報告事項】</b> 1 入札及び契約手続の運用状況等について 入札方式別発注総括表及び入札方式別発注一覧表、指名停止等の運用状況一覧表、談合情報対応状況一覧表</p>	
<p><b>【委員】</b> 随意契約(工事)について、随意契約第5号該当(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)で受注者が共同企業体の案件があるが、緊急で共同企業体を組むことがあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 元々、荻窪公園温泉の改修工事を一般競争入札にかけて共同企業体が受注者となりました。工事を実施する中で源泉タンクに異常が発見され、緊急で改修工事を行う必要があることから、本体工事を受け持つ共同企業体への緊急の発注となりました。</p>
<p><b>【委員】</b> 随意契約(業務)について、随意契約第6号該当(競争入札に付することが不利と認められるとき)の案件が3件あるが、どのような状況だったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 3件すべて農林水産省の補助がある設計業務です。受注者となった群馬県土地改良事業団体連合会には農林水産省関係の技術者がおり、適正に設計できることから、こちらに特命随意契約を実施しています。</p>
<p><b>【委員】</b> 随意契約(物品)について、普通自動車(PHEV)の購入が随意契約第2号該当(契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき)とあるが、どのような状況だったのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 元々、指名競争入札を行いました。不調となった案件です。その際に市内・準市内の業者に対して取扱可否の調査を行っています。46者中3者が取扱できるということでしたが、指名競争入札を執行する最中にモデルチェンジがあり、業者が辞退したため不調になりました。結果として3者中1者のみしか取扱が無いため、特命随意契約を行いました。</p>
<p><b>【委員】</b> 随意契約第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)は契約で不利になる可能性が高いと考える。契約監理課として今後どのように随意契約5号を減らしていくかを考えているのか。取り組みについて聞かせてほしい。</p>	<p><b>【事務局】</b> 随意契約第5号は、災害に伴う応急工事や設備等の故障に伴う復旧工事等、緊急性が高く時間的余裕が無い場合に限り行う契約です。一般競争入札に付すべきものを緊急工事として行うことのないよう、今後も管理を行って参ります。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b>  1 大胡中学校照明設備改修工事 ほか3件  入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式)  工 種:電気工事  契約金額:45,803,120円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b>  抽出対象となった4件中3件がすべて落札率92%と一致しているのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  3件とも最低制限価格が予定価格の92%であることと関係しています。  前橋市建設工事等最低制限価格取扱要領で定められているとおり、本市の最低制限価格は、上限と下限が決まっています。特に工種が電気工事の場合、最低制限価格の算出に使う費用のほとんどが金額が変動しない材料費のため、算出結果が上限である予定価格の92%を上回るものが多い現状です。これは参加する業者も承知しているため、複数の業者が予定価格の92%で応札する結果となったと推察されます。</p>
<p><b>【委員】</b>  抽出対象となった4件中1件のみが落札率92%を下回っているのはなぜか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  この案件は最低制限価格を算出した結果、上限である予定価格の92%を上回らなかったため、算出結果の金額がそのまま最低制限価格として設定されました。そのため、他の3件と同様に予定価格の92%で応札する業者が複数いる中で、それよりも低い価格で応札した業者が失格とはならず落札となりました。</p>
<p><b>【委員】</b>  同じ金額で応札する業者が複数いる中で、どのようにして落札者を決めているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  最低入札価格が同額の場合は、くじ引きによって落札者を決定しています。</p>
<p><b>【委員】</b>  最低制限価格の算出方法の見直しをする仕組みはあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  中央公共工事契約制度運用連絡協議会で国が数年間に1度見直しを行っています。傾向とすると見直し後の金額は上がってきており、元請け・下請け含めて利益確保が十分にできる算出方法となるものと考えております。</p>
<p><b>【委員】</b>  予定価格や最低制限価格は公表しているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  予定価格は事前に公表しています。最低制限価格は事後公表ですが、算出式は前橋市建設工事等最低制限価格取扱要領で公表しています。</p>
<p><b>【委員】</b>  最低制限価格が予定価格の92%になるということであれば、業者はすべての最低制限価格を予測できてしまうのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b>  必ずしも最低制限価格が予定価格の92%になるわけではございません。土木工事や舗装工事など、工種によっては、最低制限価格の算出結果が上限を超えることは非常に稀であり、基本的に予定価格の92%で応札しても落札者にはなり得ません。</p>
<p><b>【委員】</b>  入札参加資格にA等級とあるが、これは何か。</p>	<p><b>【事務局】</b>  会社の規模や経営力・工事の成績によって等級を分けています。各業者は自社の等級を承知したうえで入札に参加しています。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b>            2 交通安全施設整備事業 区画線設置工事(道管第1号) ほか11件            入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式)            工 種:塗装工事            契約金額:5,665,000円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b>            それぞれ3日に分けて4件ずつ同じ条件で入札を行っているが、ここまで分割して発注する必要があるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            発注は区域ごとに担当を分けて行っています。1つの工事に対して担当者は施工箇所箇所付や現地確認、施工管理、完成検査等を行います。もしも一括でまとめて発注した場合、担当者の業務負担が多くなるおそれがあるため、区域ごとに分割し、各係で管理できる体制をとっています。</p>
<p><b>【委員】</b>            なぜ類似した条件の発注を同時期に集中して発注するのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            区画線設置工事は各自治会からの要望を踏まえて選定しています。要望がある程度出揃い、内容を精査したうえで設計・積算を行うため、この時期に契約が集中する結果となりました。</p>
<p><b>【委員】</b>            下半期にも区画線設置工事の発注はあるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            下半期にも発注がございます。</p>
<p><b>【委員】</b>            入札参加可能者数はいくつか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            塗装工事業に登録している業者は全部で25者いますが、今回の案件の参加条件を満たしている業者は5者のみです。</p>
<p><b>【委員】</b>            塗装業者が全部で25者いる中で、5者に絞らなければいけない理由は何か。入札参加条件が厳しすぎるのではないか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            塗装業の中には一般的なものと特殊性の高いものがございます。壁や鉄骨をハケ等で塗装する工事がある一方で、今回の区画線設置工事には特殊な機材が必要です。前橋市の中ではこの区画線を設置できる業者が現状では5者のみとなります。仮に入札参加条件を変更しても、特殊な機材が必要なため、他の業者が参入できるとは考えにくいです。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b> 3 城南小学校ほか2校空調設備更新ほか実施設計業務 ほか6件 入札方式:条件付一般競争入札(事後審査方式) 業 種:建築関係建設コンサルタント業務 契約金額:4,620,000円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b> 同じ時期・業種の契約で、7件中3件は申請者数が複数者となる一方で、4件は1者のみが申請している。なぜ申請者数に偏りが生まれるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 複数者からの申請があった3件は入札参加資格として建築関係コンサルタント業務A等級を、1者のみの申請だった4件は建築関係コンサルタント業務B等級を設定しています。 参加申請者数に違いがある要因は、A等級は技術力や対応力に余裕のある業者が多く、複数の応札が得られやすいと考えています。B等級は、今回発注した工事の内容が外壁やバリアフリーなどの専門性を有する一方で、比較的小規模なため、採算面や技術者の配置の面で参入を見送る傾向があったと推察します。</p>
<p><b>【委員】</b> 採算面から参入を見送るとするのは、金額が安すぎるということか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 予定価格は適正な金額で設定しています。しかしながら、今回抽出対象となった、建築関係建設コンサルタント業務は、民間からの発注も多くあります。そうした中で、工程管理や検査、提出書類が民間に比べて厳しい公共の仕事にあまり魅力を感じてもらえない結果なのではと推察します。</p>
<p><b>【委員】</b> こうした状況を今後どう改善していくか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 令和8年度からは建築関係建設コンサルタント業務においてA等級・B等級の区分を廃止し、より幅広い業者が参加できる制度へと見直すこととしました。これにより今までB等級のみが参加可能だった案件にもA等級の業者が参加できるようになり、より高い競争性の確保を図っています。</p>
<p><b>【委員】</b> 等級を廃止することによるデメリットもあるのではと推察する。これまでB等級だった業者が応札しなかった背景を十分に理解しながら、適切な契約に向けて改善を続けてもらいたい。</p>	<p><b>【事務局】</b> 承知しました。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b> 4 トイレコンテナの購入 入札方式:条件付一般競争入札(事前審査方式) 業 種:その他の物品 契約金額:42,900,000円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b> 参加申請のあった2者のうち1者が辞退し、残った1者が落札率100%で落札となった経緯について。</p>	<p><b>【事務局】</b> 仕様の一部を満たせない箇所があるという理由で1者辞退となり、残った1者が予定価格算定の根拠となった参考見積業者であり、参考見積額で応札したため、落札率100%となりました。</p>
<p><b>【委員】</b> 条件付一般競争入札を事後審査方式でなく、事前審査方式で行った理由は。</p>	<p><b>【事務局】</b> 入札前に参加資格を確認し、確実な履行が見込まれる業者で競争を行うため、事前審査方式としました。</p>
<p><b>【委員】</b> 事前審査方式でなく、事後審査方式の方がより多くの業者が応札できるのではないかと。</p>	<p><b>【事務局】</b> 参加資格条件を適切に設定することで、より多くの業者が参加できるようにしています。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b>            5 前橋市紙・衣類等分別収集事業収集運搬業務(第1ブロック) ほか2件            入札方式:条件付一般競争入札(事前審査方式)            業 種:清掃            契約金額:71, 280, 000円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b>            件名が類似しているが、応札者がそれぞれ1者。落札方式が合っているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            事業開始当初は、入札参加者も一定数確保できていたが、年を追うごとに参加者が減ってきている状況にあるので、契約方法を見直すことも検討しています。</p>
<p><b>【委員】</b>            業界関係者の中でも請け負う事業者が固定化しているイメージが付いてしまっているような状況に見える</p>	<p><b>【事務局】</b>            ごみ集積場所が多数ある中で、決められたスケジュールどおりに収集作業を行う人員や車両等の体制を新たに構築することは難しいことから入札参加者が集まらない状況にあるのかではないかと考えています。</p>
<p><b>【委員】</b>            入札参加可能者数25者すべてが、この業務を請け負える事業者なのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            こちらの25者は、入札参加資格を満たす事業者数で、本業務を請け負える事業者かどうかはわからない状況です。</p>
<p><b>【委員】</b>            第3ブロックについては応札者がいなかったとのことだが、入札に参加しづらくなっているということか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            廃棄物収集運搬事業者も従来であれば請け負えていた業務が、人手不足等により請け負えない状況が生じています。</p>
<p><b>【委員】</b>            今後の対応としてはどのように考えているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            入札への参加者が集まらない状況が続くようであれば、随意契約に切り替えることも含めて契約方法の見直しを検討したいと考えています。</p>
<p><b>【委員】</b>            組合の中で、入札に参加しないような働きかけをしているようなことはないか。</p>	<p><b>【事務局】</b>            そのようなことはないと考えています。</p>
<p><b>【委員】</b>            この業務については、随意契約や指名競争入札などにより適正な価格となるように事業者とも協議しながら契約事務を進めるようにしてもらいたい。</p>	<p><b>【事務局】</b>            承知しました。</p>

## 別紙

質問	回答
<p><b>【審議事項】</b> 6 嶺公園 樹木剪定及び除草業務(第10号) ほか9件 入札方式:条件付一般競争入札(事前審査方式) 業 種:清掃 契約金額:2,035,000円(税込み)</p>	
<p><b>【委員】</b> 契約日も施工期間も同様で、落札率も高い。ここまで細かく分ける必要があるのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 来園者が最も多いお盆の時期に合わせて行う業務で、作業場所の面積や樹木の本数も多いことから分割して発注しています。</p>
<p><b>【委員】</b> お盆時期に合わせた業務ということだが、履行期間が9月30日までとなっている。実際の作業はどのようなスケジュールとなっているのか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 作業そのものは7月22日から8月8日までに行っており、それ以降は書類の作成等を行う期間となっています。</p>
<p><b>【委員】</b> 予定価格等に応じて指名する業者数が定められており、競争性の観点から基準の数より多く指名したほうが良いと思うが、いかがか。</p>	<p><b>【事務局】</b> 個々の案件によって対応が異なりますが、今回の案件では基準で定めている業者数でも競争性が確保できると判断させていただきました。</p>
<p><b>【委員】</b> 指名業者数を絞り込む合理的な理由がないのであれば、できる限り増やしたほうが良いと思う。</p>	<p><b>【事務局】</b> 承知しました。</p>